

静岡県告示第87号

静岡県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき知事が定める電磁的記録により行うことができる保存及び作成（平成18年静岡県告示第306号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年2月21日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 保存等における情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録による保存ができるもの			1 保存等における情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録による保存ができるもの		
条例又は規則の名称	規定	保存	条例又は規則の名称	規定	保存
(略)			(略)		
静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）	(略)		静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）	(略)	
公衆浴場法施行条例（昭和49年静岡県条例第45号）	(略)		静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年3月29日条例第20号）	第24条第1項	台帳の保存
				第24条第2項	台帳の保存
(略)	(略)		公衆浴場法施行条例（昭和49年静岡県条例第45号）	(略)	
(略)			(略)		
2 保存等における情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて電磁的記録による作成ができるもの			2 保存等における情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により書面の作成に代えて電磁的記録による作成ができるもの		
条例又は規則の名称	規定	作成	条例又は規則の名称	規定	作成
(略)			(略)		
静岡県地下水の採取に関する条	(略)		静岡県地下水の採取に関する条	(略)	

例	
静岡県屋外広告物条例	(略)
(略)	

例		
<u>静岡県盛土等の規制に関する条例</u>	第20条	台帳の作成
静岡県屋外広告物条例	(略)	
(略)		

3 保存等における情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面の縦覧等に代えて電磁的記録による縦覧等ができるもの

<u>条例又は規則の名称</u>	規定	縦覧等
<u>静岡県盛土等の規制に関する条例</u>	第24条第1項	台帳の閲覧

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。